

さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金交付要綱

(通則)

第1条 さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金（以下「補助金」という。）の交付については、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、電気自動車、燃料電池自動車（以下「電気自動車等」という。）及びV2H充放電機器を導入する者に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助することにより、電気自動車等への転換を促進し、自動車の運行に由来する二酸化炭素の排出削減及び大気汚染の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「市民」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、さいたま市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 「事業者」とは、補助対象車両の取得時から補助申請時において引き続き、さいたま市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者をいう。
- (3) 「戸建住宅」とは、一つの建物が1住宅であって、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第1条にある区分所有権を有さない住宅をいう。
- (4) 「電気自動車」とは、電池（燃料電池を除く）によって駆動する電動機を原動機として搭載し、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下、車両法という。）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (5) 「燃料電池自動車」とは、搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。
- (6) 「V2H（ビークル・トゥ・ホーム）充放電機器」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド車から電力の取り出し及び電気自動車及びプラグインハイブリッド車に充電する装置のことをいう。
- (7) 「自動車リース事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第2項の規定により、借受人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可

を受けた者をいう。

(8) 「補助事業」とは、補助金の交付について申請し、補助対象事業を実施し、補助金を得る行為をいう。

(9) 「補助事業者」とは、補助事業により補助金を得る者をいう。

(補助事業の期間及び条件)

第4条 市長は、別表第1に定める補助事業の期間及び条件において、申請者からの申請を受け付けるものとする。ただし、提出書類に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、受理しない。

(補助事業者)

第5条 この要綱に基づき補助申請を行うことができる者は、補助対象車両及び補助対象設備を購入及びリースで導入し、所有しようとするものであって、次の各号に適合する者をいう。

(1) 電気自動車等を補助申請できる者は補助対象車両の取得時から補助申請時において引き続き市民である者及び事業者とする。

(2) V2H充放電機器を補助申請できる者は第12条に規定する実績報告書（様式第8号。以下「報告書」という。）の提出時点で市民及び事業者とする。

(補助対象事業等)

第6条 補助対象事業は、別表第2のとおりとする。

2 電気自動車等に係る補助申請は、年度につき1台分を補助金の交付対象として認める。ただし、事業者が当該事業の用に供する電気自動車等について申請する場合には、上限を3台として複数台の申請を認める。

3 V2H充放電機器に係る補助申請は、年度につき1基分を補助金の交付対象として認める。ただし、事業者が当該事業の用に供する機器について申請する場合には、上限を3基として複数台の申請を認める。

(補助金の額)

第7条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に係る経費とし、補助金の額は、別表第3に定める金額を上限に予算の範囲内で交付する。この場合において、当該車両導入に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。

2 補助対象経費の支払いにクレジットカード等を使用し、ポイントが付与された場合、あるいは、補助対象経費の支払いを現金で行い、ポイントカード等にポイントが付与された場合、その支払いをした経費は、補助対象経費として認められない。ただし、補助

対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費として取り扱うこととする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする市民又は事業者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号。以下、「申請書」という。）に別表第4に掲げる関係書類を添えて、申請書受付期間内に、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる申請は認めない。

- (1) 交付申請時において、さいたま市に対し市税の滞納がある者による申請
 - (2) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）による申請
 - (3) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）による申請
 - (4) 暴力団関係団体（役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）のうちに暴力団員に該当するものがあるものをいう。）による申請
 - (5) 別表第1に定める、補助対象事業の完了日に示す期間外に完了した事業に係る申請
 - (6) 自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄及び「使用者の氏名又は名称」欄の記載が、別表第5の規定と異なる車両に係る申請
 - (7) リース車両の場合、リース期間が別表第7に示す、処分制限期間未満の申請
- 2 次条の交付決定及び不交付の決定前に申請書を取り下げるときは、遅滞なく申請取り下げ書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 3 申請書及び申請取り下げ書（様式第2号）の提出方法は、次のいずれかにより行うものとする。
- (1) さいたま市電子申請システム
 - (2) ゼロカーボン推進戦略課（以下「担当課」という。）への郵送
 - (3) 担当課の窓口への持参

(交付決定及び不交付の決定)

第9条 市長は、第8条の規定により提出された申請書について、その内容が適正であると認めたときは、交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、補助金を交付しないものと認めたときは、不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更・中止)

第10条 補助事業の計画を変更しようとするとき、又は補助事業を中止するときは、遅滞なく計画変更（中止）承認申請書（様式第5号）に変更契約したことがわかる契約書

を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額を増額することはできない。

- 2 計画変更（中止）承認申請書（様式第5号）の提出は、第8条第3項に規定する方法により行うものとする。

（変更等の承認）

第11条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を判断し、計画変更承認通知書（様式第6号）又は計画中止承認通知書（様式第7号）により、申請者にその旨を通知する。

- 2 前項の規定により計画中止承認を受けた申請者は、第13条に定める補助金交付額の確定、及び第14条に定める補助金の支払いを受けることができないものとする。

（実績報告）

第12条 実績報告は、別表第1に定める報告書提出期間内に、報告書に別表第6に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、電気自動車等の実績報告については、第8条に規定する交付申請と併せて行うこととする。

（補助金交付額の確定）

第13条 市長は、V2H充放電機器について、第12条に規定によって提出された報告書について、その内容を審査し、交付額確定通知書（様式第9号）により、申請者に対し補助金の額を確定し通知するものとする。

- 2 電気自動車等については、補助金の交付決定及び額の確定を併せて行い、交付決定及び交付額確定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項及び第2項の規定による補助金の交付決定及び額の確定に際して、必要な条件を付することができる。

（補助金の支払）

第14条 市長は、第13条第1項及び第2項の規定により確定した補助金を、報告書に記載する補助金の支払先に対して振込により支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、申請者又は補助金の交付を受けた者が規則及び本要綱に違反した場合は、第9条及び第13条第1項から第2項の規定による補助金交付決定又は補助金交付額の確定を取り消すことができる。

- 2 市長は前項の取消しを行ったときは、補助金交付決定（確定）取消し通知書（様式第11号）により、申請者に対し通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の取消しをした場合において、当該取り消しにかかる部分に交付された補助金の返還を請求する。

（事務手続の代行）

第16条 申請者は、交付申請及び実績報告に係る事務手続きを第三者に代行させることができる。

（財産処分の制限）

第17条 規則第20条第2号に規定する市長の定めるものは、補助事業により取得した対象車両及び対象設備とする。

- 2 規則第20条ただし書に規定する市長が指定する期間は、別表第7に規定する処分制限期間によるものとする。
- 3 補助事業者は、規則第20条の規定により、補助事業により取得した補助対象車両及び補助対象設備の処分について承認を得ようとするときは、財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
- 4 天災地変その他補助金交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、補助事業により取得した補助対象車両及び補助対象設備が損傷又は滅失したときも、遅滞なく財産処分承認申請書（様式第12号）により市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、第3項及び第4項の規定による申請を受けた後、速やかに、当該申請に係る処分の承認又は不承認を決定し、財産処分（承認・不承認）通知書（様式第13号）により、申請者に通知するものとする。
- 6 市長は、前項の規定による承認をする場合において、交付した補助金のうち処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部をさいたま市に支払わせるものとする。ただし、天災地変その他補助金交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、補助対象車両及び補助対象設備が損傷又は滅失したときは、補助金の返還を求めないこととする。

（書類の整備等）

第18条 補助事業者は、補助事業に関する書類を別表第7に規定する処分制限期間中、保管しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月15日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年10月29日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年5月29日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第4条、第12条関係）

補助事業の期間及び条件については、次のとおりとする。

補助対象車及び補助対象設備	申請書受付期間	補助対象事業の完了日	報告書提出期間
電気自動車及び燃料電池自動車	令和8年6月1日 ～令和9年3月19日	令和8年4月1日 ～令和9年3月19日 ^{※1}	
V2H充放電機器	令和8年6月1日 ～令和9年3月19日	令和8年4月1日 ～令和9年3月19日 ^{※2}	補助金交付決定日 ～令和9年3月26日

※1 電気自動車等については自動車検査証の初度登録に係る登録年月日を事業完了日とする。

※2 V2H充放電機器については原則として補助対象事業の実施に係る領収書に記載された領収日を事業完了日とする。

同日に複数の交付申請受付が行われ、かつ、その交付決定により予算額を超えることとなる場合には、抽選により補助金交付対象車両及び設備を決定するものとする。（予算残額が100万円を下回った場合は、市ホームページにて公表する。）

受付及び提出日は、原則として担当課に到達した日とするが、閉庁日及び業務時間外に到達した場合、翌開庁日を提出日とする。

別表第2（第6条関係）

<p>電気自動車 燃料電池自動車</p>	<p>【補助対象車両】 (電気自動車) 次の要件を全て満たす電気自動車 (1) 車両法上の普通自動車、小型自動車、軽自動車であること。 (2) 車輪数が4輪以上であること。 (3) 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。 (4) 超小型モビリティでないこと。 (5) 中古の車両でないこと。</p> <p>(燃料電池自動車) 次の要件を全て満たす燃料電池自動車 (1) 車両法上の普通自動車、小型自動車、軽自動車であること。 (2) 車輪数が4輪以上であること。 (3) 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。 (4) 超小型モビリティでないこと。 (5) 中古の車両でないこと。</p> <p>【補助対象事業】 自動車検査証における使用の本拠がさいたま市内にある補助対象車両の導入であって、次の各号のいずれかに該当する事業 (1)市民又は事業者が購入による補助対象車両の導入 (2)市民又は事業者がリースによる補助対象車両の導入</p>
<p>V2H充放電機器</p>	<p>【補助対象設備】 次の要件を全て満たすV2H充放電機器 (1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」の補助対象機器として登録されているものであること。 (2) 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。 (3) 中古の設備でないこと。</p> <p>【補助対象事業】 補助の対象となる事業については、市内の住宅及び事業所等への補助対象設備の導入であって以下に掲げるものとする。</p> <p>(市民) 申請者が自らの住民票における住所地に所在し、自ら居住するための戸建て住宅へ設備を導入する際の電力受給設備費用、その他付属機器等の購入、据付、工事に関する費用（配線・配線器具含む）</p> <p>(事業者) 申請者が事務所若しくは事業所に設備を導入する際の電力受給設備費用、その他付属機器等の購入、据付、工事に関する費用（配線・配線器具含む）</p>

別表第3（第7条関係）

補助対象車両及び補助対象設備		補助金交付上限額 (1台当たり)
電気自動車	普通自動車	5万円
	軽自動車・小型自動車	3万円
燃料電池自動車		50万円
V2H充放電機器		10万円

別表第4（第8条関係）
(交付申請に係る添付書類)

補助対象事業	区分	添付書類
電気自動車等	市民・事業者共通	(1) 補助対象経費に係る請求書の写し(車両本体価格、架装費、オプション費、値引き等が内訳として明確なこと) (2) 補助対象経費の支払い証拠書類の写し(領収書の写し等) (3) 自動車検査証記録事項の写し (4) 自動車賃貸借契約書の写し(リース車両の場合) (5) 割賦販売(ローン)による購入の場合、使用者が契約者となっているローン契約書の写し なお、リース車両については、(4)で車名、リース開始日、リース期間及びリース料金等審査に必要な事項が明示されている場合には、(1)及び(2)の提出を省略できることとする。
	事業者	(1) 法人登記事項証明書(登記簿謄本)の写し(発行から1年以内かつ最新事項のもの) (2) 役員一覧表(様式第1号別紙)
V2H充放電機器	市民・事業者共通	(1) 契約書の写し (2) 設置(施工)業者が作成した見積書等(工事内容及び金額の内訳が確認できるもの) (3) 貸借契約書の写し(リースの場合) (4) 既にV2H充放電機器が設置された建売住宅を購入する場合において、売買契約書の写し及び対象設備未使用証明書(様式第1号の2別紙)
	事業者	(1) 法人登記事項証明書(登記簿謄本)の写し(発行から1年以内かつ最新事項のもの) (2) 役員一覧表(様式第1号別紙)

別表第5（第8条関係）

自動車検査証の記載事項	所有者の氏名又は名称	使用者の氏名又は名称
通常の購入の場合	補助事業者と同一名義	補助事業者と同一名義
割賦販売で購入する場合	自動車販売会社、ローン会社等の所有者の名義	補助事業者と同一名義
リース車両の場合	自動車リース事業者と同一名義	補助事業者と同一名義

別表第6（第12条関係）
（実績報告に係る添付書類）

補助対象事業	区分	添付書類
V 2 H 充 放 電 機 器	市民・事業者 共通	(1) 補助対象経費の支払いを証する領収書の写し等 (2) 補助対象事業の実施が確認できるカラー写真 (3) 建物の所在が区画整理事業地内の場合において、建物の底地番が確認できる書類（底地番証明書等）
	市民	住民票の写し（発行から3か月以内のもの） ただし、報告書の住民登録調査同意欄に署名がある場合には、省略することができる。
	事業者	交付申請時と住所が異なる場合、法人登記事項証明書（登記簿謄本）の写し（発行から1年以内かつ最新事項のもの）

別表第7（第8条、第17条、第18条関係）

（電気自動車等）※この表に該当しない車両の場合は個別に判断する。

種類	家用車両		事業用車両	
	区分	処分制限期間	区分	処分制限期間
乗用車	車両法上の自動車の種別が普通自動車又は小型自動車のもの	4年	総排気量2リットル超のもの。総排気量がないものは、車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
			総排気量2リットル以下のもの。総排気量がないものは、車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
貨物車	車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	4年	車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年
			車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	3年
軽自動車	車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	4年	車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	3年

（V2H充放電機器）

種類	処分制限期間
V2H充放電機器	5年